

青法協大阪支部2月例会

就労請求権を認めさせた 技法

講師：佐久間 ひろみ 弁護士
(大阪中央法律事務所)

会場：大阪弁護士会館9階 902号室&Zoom

2/21
Tuesday
18:30~

2022年11月10日、配転無効・元職場への復帰を求めた仮処分事件で、債権者（労働者）が元の職場で就労することを妨げてはならないとの決定が出されました。

一般に、裁判所は、労働契約においては労働者は使用者の指揮命令に従って一定の労務を提供する義務を負うにすぎないとして、労働者が求める職場で就労する権利（就労請求権）を認めない立場です。

このような裁判所の姿勢に真っ向から立ち向かった弁護士たち。どのようにして裁判所を説得し、就労請求権を認めさせていったのかについて、お話しいたします。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、完全オンラインでの開催となる場合があります。

※また、例会終了後に懇親会を予定していますが、こちらも新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止となる場合があります。

参加無料

申込方法

下記申込フォーム（QRコード）からお申し込みいただくか、担当遠地まで電話・メールでご連絡ください。

※Zoom参加方法は、別途メールで案内します。

※会場参加の方も事前申込みをお願いします。



《主催》 青年法律家協会大阪支部

【担当】 弁護士 遠地 靖志

TEL 06-6773-6921 (南大阪法律事務所)

Email seihokyoosaka@gmail.com